

平成 2 5 年 6 月 1 7 日

養老町議会議長 田 中 敏 弘 様

養老町斎苑特別委員会

委員長 水 谷 久美子

養老町斎苑特別委員会報告書（最終）

本委員会に付託された事件について、会議規則第 7 7 条の規定により、下記のとおり報告を致します。

記

中間報告（ 5 月 8 日 ）以降の検査結果

1 . 検査のため出席を求めた者

町長：大橋孝、 副町長：西脇正博

総務部長：問山孝通、 総務課長：田中信行

住民福祉部長：日比重喜、 生活環境課長：高木久之

会計管理者：安藤淳一

農林振興課長（前生活環境課長）：川地豊己

2 . 委員会の開催状況

平成25年 5月20日	第 5 回養老町斎苑特別委員会開催 ・ 収納に関する書類検査、書類説明、質疑・応答
6月12日	第 6 回養老町斎苑特別委員会開催 ・ 総括質疑・応答
6月14日	第 7 回養老町斎苑特別委員会開催 ・ 最終報告書（案）の確認
6月17日	第 2 回定例会開催 ・ 最終報告書を議長へ提出(定例会にて委員会報告)

3 . 検査書類

- ・ 使用料の徴収等に関する書類一式（平成 2 2 年度分）
- ・ 歳入歳出外現金に関する書類一式（平成 2 2 年度分）

4. 検査結果

(告訴関係)

生活環境課長より、「当初の告訴金額は、平成24年1月15日から31日までの分で、1,029,800円であったが、供述調書作成時に警察当局からの指示により、へい獣の使用料が不明確であることを理由に、これを除外し、5月2日に1,036,000円に訂正した。」との報告を受けた。

(使用料収納及び盗難事件関係)

平成22年度3月分使用料(3月11日から17日まで、18日から24日まで、及び、25日から31日までの計3週間分)の約360万円が、平成23年4月中旬、同じ日に入金されていたことに疑念を抱き、当時の生活環境課長(現農林振興課長)の出席を要求し説明を求めた。

当時の生活環境課長は、平成23年4月当初に、3月分の入金の遅れに気付き、元嘱託職員(当時、臨時職員。以下「元嘱託職員」という。)に催促したところ、「3月末に入金のため、直接、町指定金融機関(大垣共立銀行押越出張所)に行ったが、混んでいたため入金しなかった。その日は知人との約束があり、そのまま自家用車で羽島市内まで出かけ、使用料を車内に入れたまま駐車場に駐車し、知人の車で出かけ戻ってみると盗難にあっていた。」との説明を受けたため、町長へ報告した。

その際、町長からは、警察へ被害届を出すことと、銀行に集金に来てもらうことも可能であるため、今後、自分で入金に行かないよう指示を受け、元嘱託職員に伝えた。

なお、町は、元嘱託職員からの報告のみで、事実関係等の確認はしておらず、被害届の提出については、事情を知る当事者が届出を行えばよいと考えており、担当課の職員等の同行は行わなかったとしており、届出の有無についての確認はしていない。

また、この事件は、母親である町議会議員へ伝えられたが、当議員から担当課長への依頼等は一切なかったとしている。

その後、元嘱託職員より、個人の不注意であったため全額弁償するとの申し入れがあり、4月中旬頃に納入されている。また、被害届は取り下げたとの報告も受けたが、その理由は確認しておらず現在も不明である。

この事件による、町に対する実質的な被害はなかったとして、町長の判断により公表等はせず、また、本人には厳重注意のみとしたが、今回の検査において、町長は、「行政としての公金の処理の仕方に対する認識が甘かったと考え

ており、公表すべきであった。」としている。

しかし、今回の着服事件については、平成25年2月4日、午後5時30分から町長室において、元嘱託職員の母親である町議会議員から「突然告発すると言われても困る。何故、事前に伝えてくれなかったのか。何とか穏便にお願いしたい。」との発言があったが、町長からは、刑事訴訟法第239条第2項の定めにより、告訴しなければならないことを伝えた。なお、依頼はその日だけであったとしている。

(人事関係)

(1)平成22年4月 臨時職員雇用について

平成22年4月より元嘱託職員を臨時職員として雇用する際、それまで在職していた臨時職員が自主的に退職したのか、或いは、この元嘱託職員を雇用するために退職を促したのかは、当時の生活環境課長も就任前のことであり、雇用に至る経緯は分からないとしている。しかし、住民福祉部長が元総務課長(退職)から、元嘱託職員の雇用の経緯について聞き取りを行っており、「元総務課長が、母親である町議会議員から、娘の清華苑職員への採用依頼を受け、平成22年3月中旬頃、当時の生活環境課担当職員に、採用手続きをするよう話をした。その後、その担当職員は、当時在職していた臨時職員へ、高齢を理由に退職の勧奨をしたところ了承された。」とのことであった。

なお、住民福祉部長は、「議員から元総務課長へは、一般的なお願い程度で、威圧的な言葉では無かったとの認識であると聞いており、口利きであったという認識は持っていないと感じた。」とのことであり、町は、議員の関与については、無かったと考えているとしているが、今回の検査において、町長は、「この雇用については、公募等の手続きにより計画的に検討すべきであった。」としている。

(2)平成24年10月 嘱託職員雇用について

前任の嘱託職員が高齢を理由に辞めるということで欠員が生じるため、後任の臨時職員の公募を行った。これにより、臨時職員が2人になることもあり、経験のある当該職員を嘱託職員に任命した。

なお、副町長は、使用料の入金が遅れがあることについては担当課長より聞いていたが、横領というような認識はなく、議員の娘と言うことで安心感があったのも事実だが、議員からの依頼は断じてなかったとしている。

また、この時点では、使用料盗難事件については知らされていなかったとしている。

町には、臨時職員から嘱託職員への昇格の際の基準はなく、また、臨時職員や嘱託職員に対する人事評価も行っておらず、今後検討していくとしている。

(3)その他

町長は、雇用に関する口利きについては、他に候補者もいて、採用のための申し出であれば口利きであろうし、採用の枠が空いていれば、紹介を受けても口利きとはならないとの認識である。

また、臨時職員の雇用は、原則公募としているが、嘱託職員については、公募はしておらず、経験、専門的知識、資格等を有する者の中から最終的に町長が決定している。嘱託職員の公募については、今後の検討課題とするとしている。

5. 問題点と改善意見

これまでの検査結果を踏まえ、問題点と改善意見を述べる。なお、執行機関においては、現在、「公金等管理適正化検討委員会」を立ち上げ改善策を検討されており、既に実施済みの案件もあるが、当委員会の検査時点での意見であることを予め承知願いたい。

(歳入関係)

使用料収納体制については、先ず、現金の管理を一人の職員で行っていたことは非常に不適切であり、清華苑には二人の職員が配置されているのであるから、毎日終業後、職員相互に現金と関係帳票の確認作業を行うべきであった。更に、関係帳票に各自が確認印を押印することにより、公金を扱う責任感が生まれると思われる。

また、使用料の送金方法について、以前は、清華苑職員が、直接、町指定金融機関まで出向いて入金していたが、その後、銀行員が清華苑へ集金に行く方法に変えた。集金は友引の日としていたが、休日と重なった場合には、本庁担当課へ連絡することなく、元嘱託職員の任意の日集金しており、本庁担当課とは何ら取り決めもなかったことは非常に不適切である。送金日を含め、その方法については細かい取り決めをしておく必要があった。そもそも、職員が現金を持ち歩くことは防犯上において非常に危険であり、平成22年度3月分使用料については、自家用車の中に入れておいて盗難にあったとしているが、その教訓が全く生かされていなかった。

なお、現在では、本庁担当課職員が毎日清華苑に出向き、関係帳票確認のうえ

集金するよう改善されてはいるが、出来る限り清華苑に現金が保管される時間が短くなるよう、集金時間帯を検討する必要がある。

また、土日等の休日における入金については、金融機関の夜間金庫を利用することも一考の価値はあると思われる。

しかし、極論は現金を取り扱わないことであり、本庁で死亡届提出の際に納付書を発行し、施設利用者が本庁内金融機関等で納付するか、休日であればコンビニ等で納付後、清華苑で使用許可を出す等の方法を検討する必要がある。

また、納付書については、三連複写の単票・手書きタイプで、尚且つ、付番がされておらず、書換等の改ざんが容易に出来てしまうため、予め連番を印刷した簿冊タイプの様式にし、その都度、納付書に取扱者印も押印させることも、改ざん防止のための有効な手段と考える。

(現在では、納付書への付番と、取扱者の押印は行っている。)

財政的な問題もあるが、町の財務会計業務はコンピューターシステムにより運営されているのであるから、システムから納付書を作成出来るようにし、作り直し等は、システム履歴に残るような改修をするべきと思料する。

なお、町外利用者には、町外用の単価を入れ、色分けした専用の納付書を使用する等、一目で区別がしやすい書式とするべきである。

収入金調定通知書については、元嘱託職員が作成していたが、他の清華苑職員も内容を確認するような業務フローを作成し、本庁担当課へ送付の際には、納付書の控えや明細表の添付は勿論のこと、使用申込書等の帳簿類の確認は必ず受ける体制を整える必要がある。

(現在では、収入金調定通知書は、担当課職員が本庁において作成している。)

次に、確認事務については、清華苑職員においては前述したとおりであるが、担当だからと一人だけに任せておいたことに、今回の事件に至った大きな要因があると考ええる。二人の職員が相互に監視し合える体制にしておくべきであり、業務フローを作成することにより、業務分担を明確にする必要がある。

また、本庁担当課においても、管理監督責任が全くと言ってよい程うかがえず、使用料の送金日を例に取るならば、友引毎の送金が決められていたにも関わらず、送金が遅れることが多々あり、上司は何度も元嘱託職員に注意をしていたとのことであったが、十分には改善されず、コンプライアンス（法令等の順守）を徹底する必要があった。また、その際に遅滞理由も確認していたであろうが、送金まで1箇月近く空くことには、当然、何らかの疑いを持つべきであり、関係帳票の確認作業を速やかに行う必要があった。更には、平成23年度分の斎苑費について、使用料の収入見込額を1千5百万円程減額補正したが、このことについては、議会としても承認をしており、真摯に反省を致すところではある。しかしながら、

担当課においては、根拠のない安易な思い込みだけによるもので、調査・確認等を怠ったことは明白であり、職務怠慢であったと言わざるを得ない。今後、補正も含め予算編成は、正確な情報収集や実績数値の比較等により、客観的見地に立ち行う必要がある。

(歳出関係)

歳出では、清華苑職員に夜間や休日用に町の携帯電話を所持させているが、携帯電話は個人でも所有しており不要であると思われるため、今後、廃止を検討する必要がある。また、物品を購入する際には、本庁担当課に事前に相談があるとしているが、必ずしも徹底されたものではないと思われるため、歳入と同様に業務フローを作り事務処理を徹底する必要があると考える。

(人事関係)

次に、人事関係についてであるが、元嘱託職員の雇用に関して、当然、公募もハローワークへの照会もされた事実はなく、また、前述した住民福祉部長の元総務課長への聞き取りの内容からもうかがえるように、元嘱託職員の雇用に際し、母親である町議会議員からの口利きについて疑念を抱かざるを得ない。いくら親としての立場であれ、議員という公職者であることには変わりなく、その一言が執行に対して大きな圧力となることは当然のことであり、議員倫理に反するものであり、また、既に退職された職員の元で行われたこととは言え、町当局にも強く反省を求めるものである。やはり、公募等の手続きを踏み、公正で適確な人員確保のための雇用体制を作る必要があると考える。

また、昨年１０月に、嘱託職員として雇用する際も、やはり、嘱託職員の雇用の公募はなく、ましてや、使用料の送金時期の遅れ等、上司の指導を以てしても十分な改善がされない、いわゆる職務怠慢である者を嘱託として雇用したことは、人事における町の過失があったことは否めず、誠に遺憾である。

今後は、臨時或いは嘱託職員に関わらず、職員の雇用に際しては、全て公募を原則とし、また、適正な人事評価体制を確立するよう強く要求する。

(危機管理関係、等)

最後に、危機管理体制と特別職も含む職員の問題意識についてであるが、使用料を現金で取り扱うことについての問題意識の欠如、公金に対する責任意識の希薄さ、コンプライアンス(法令順守)に対する意識の低さ、職員間の意思疎通の不十分さ、問題を予測できない職場風土等々、職員或いは組織としての公金管理の方法に欠陥があったと思料する。更に、管理監督者は、職員の倫理意識のみに頼

れない現状を認識する必要がある、今回の事件のように、「議員の娘だから不正はしない」、「二人の職員が携わっているから横領はあり得ない」或いは、「これまでも不正はなかったから大丈夫」といった先入観に大きな落ち度があったと考える。

6．事務検査を終えて

本委員会は、斎苑使用料着服事件が発覚し、その使用料に関する事務検査を重ねてきたが、本事件については警察当局の捜査中という障壁のため、執行側から十分な回答が得られなかったり、本庁担当課職員の異動等により当時の事務処理が不明瞭な部分が多々ある中、可能な限りの検査を行ってきた。

その結果、これまで述べてきたように、執行機関のずさんな事務処理の実態や真相を解明することが出来たと考えている。

この事件は、単なる清華苑嘱託職員による横領事件だけではなく、根底にあるのは公金に対する認識の甘さであり、人事も含め管理を怠った結果、町に損失を与え、町民からの信頼を失墜させた全庁的な問題であると捉える。

執行機関においては、二度とこのようなことが起きないように猛省し、本委員会の改善意見も充分考慮の上、町民の信頼回復に万全を期すことを強く求めるものである。

なお、この事件発覚後、執行機関においては全庁的な問題として、「公金等管理適正化検討委員会」が立ち上げられ、「公金等取扱チェックマニュアル(案)」が作成され、先般、本議会に対して説明があったところであるが、今後、更なる内容の充実を図られると共に、執行の更なる自浄努力を求めるものである。

また、本議会としても監視機能を一層強化していく所存である。

養老町斎苑特別委員会委員名

No	役 職	氏 名	備 考
1	委 員 長	水 谷 久美子	
2	副委員長	中 村 辰 夫	
3	委 員	松 永 民 夫	平成25年5月より
4	委 員	野 村 永 一	
5	委 員	早 崎 百合子	
6	委 員	吉 田 太 郎	
7	委 員	三 田 正 敏	
8	委 員	大 橋 三 男	
9	委 員	長 澤 龍 夫	
1 0	委 員	岩 永 義 仁	
1 1	議 長	田 中 敏 弘	平成25年5月より